3　和気氏のふるさと

清麻呂公の出自

和気清麻呂は、奈良時代の最盛期にあたる天平五年（七三三）、備前国藤野郡藤野郷、現在の岡山県和気郡和気町藤野において誕生された。その生家は、もと垂仁天皇皇子の鐸石別命より出ているので、のちに別姓を賜わり、三世孫の弟彦王が、神功皇后に反逆した忍熊別皇子を針間（播磨）と吉備の堺の山で誅伐した軍功によって「藤原県」に封じられた、との伝承をもっている。

もと磐梨（石生）別公と称し、ついで藤野別（和気）真人を賜わり、のち宝亀年間

に「和気朝臣」の氏姓を賜わっている。元来は藤原郡（のち藤野郡→和気郡と改称）の石生・藤野両郷あたりを中心として、備前・美作の両国にまたがる広大な領域に勢力をもつ在地氏族であり、秦氏などと提携して鉄や銅の生産にもかかわる富裕な豪族であったとみられている。それにしても、清麻呂公がもし平凡な人物であれば、せいぜい当地の郡司クラスで終わったであろう家柄にすぎない。

この清麻呂公が都に出られた時期は判りかねる。やがて天平神護元年（七六五）、三十三歳の正月、「従六位上藤野別真人清麻呂」として姉の広虫とともに勲六等を授けられ、ついで翌年十一月、正六位上右兵衛少尉から従五位下近衛将監兼美濃大掾にあげられ、そのうえとくに「封五十戸」を賜わっている。

ちなみに、当時、奈良時代の律令官人は、位階によって、三位以上（上級）と、四位・五位（中級）と、六位以下（下級）に大別され、五位以上が〝貴族〟として社会的・経済的な特典を与えられた。地方出身者の場合、かりに国学から大学に進んで勉学しても、あるいは兵衛として成人後に出仕しても、六位に達することさえ容易でないのが、当時の実情であった。

ところが、清麻呂公は早くも三十四歳で五位に叙され、宮中の警衛や行幸に供奉する近衛府の将監（判官）を拝命した。その上、本来は三位以上の上級官人にしか与えられない封戸五十戸の収入を賜わるなど、たいへんな厚遇を受けたのである。

これが可能になったのは、清麻呂公の非常な努力もさることながら、公より先に都へ出て、夫亡きあと女嬬として孝謙上皇（重祚されて称徳天皇）の信任をえていた姉広虫のひきたてがあったからだろうと思われる。薨伝にも「清麻呂……姉広虫と共に高野（称徳）天皇につかへ、並びに愛信を蒙る」としるされている。広虫には、前述のような功績のみならず、弟清麻呂が中央政界で活躍することができるように道を開き、陰に陽にそのひきたて役をつとめていたという功労もあると思われる。

郷里への寄与

ところで、清麻呂公は都へ出てからも、郷里のこと、同族のことに意を用いている。薨伝によれば、郷里（藤野）には「高祖父佐波良・曾祖父波伎豆・祖父宿奈・父乎麻呂」などの墳墓があり、周りの樹々も林を成すほどであった。しかし、公の大隅配流中、それが心ない者のために伐採されてしまった。

そこで、帰京後その実情を訴えられたところ、称徳天皇は詔して「佐波良ら四人ならびに清麻呂を以つて美作・備前両国の国造と為」された。律令時代の国造は、在地の名族が一国一名任命されることになっていたが、その国内における祖先祭祀だけでなく、民政改善にも尽くしている。たとえば、『続日本紀』によると、延暦七年（七八八）六月、「美作・備前二国の国造・中宮大夫・従四位上・兼摂津大夫・民部大夫」の清麻呂公は、和気郡の河西（吉井川の西側）六郷に住む百姓たちの申請に耳を傾け、その地域を割いて新たに磐梨郡（現・赤磐郡）を建てるとともに、水難の多い藤野の駅家を河西に遷すことを奏上して、認可されている。

また、『日本後紀』によれば、清麻呂公が亡くなられた同十八年（七九九）の十二月、子息の和気広世が、「亡考清麻呂」の、つぎのような「先志」を上奏している。

身に厚禄を食して公に益なし。兼ねて国造を忝くするも民に徳なし。懐抱恋々、故郷を顧念して、彼の窮民を憐み、忘ることあたはず。願はくば、私墾田一百町を以て、和気・磐梨・赤坂・邑久・上道・三野・津高・児島ら八郡三十余郷の賑救（賑給）の分に擬せんことを。然して（私墾田）一処に混置し、諸郷に及び難し。もし班田に遭はば、奏聞して、この墾田を以て口分に班田し、彼の郷分田を量り換へ、名を置きて賑救田と為し、以てその地子により季夏の月、飢人に賑救し、以て民の命を救ひ、以て国の恩に報ひん。

つまり、郷里（備前八郡三十余郷）の窮民のために「私墾田一百町」を提供して「賑救田」とし、その地子（利息）を毎年六月ころ飢人に支給できるようにしてほしい、との遺言である。右の上奏は、桓武天皇から直ちに許可されている。

このように清麻呂公は、中央において功成り名遂げてからも、亡くなる間際まで、郷里に思いをはせ、恵まれぬ人びとに心を摧かれた。まさしく郷土愛・人間愛に富む方でもあったことを、見のがしてはならないであろう。